

半 期 報 告 書

(第95期中) 自 2023年4月1日
至 2023年9月30日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第95期中（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

頁

第95期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	6
2 【事業等のリスク】	15
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
4 【経営上の重要な契約等】	33
5 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【主要な設備の状況】	34
2 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【役員の状況】	37
第5 【経理の状況】	38
1 【中間連結財務諸表等】	39
2 【中間財務諸表等】	86
第6 【提出会社の参考情報】	103
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	104

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月19日
【中間会計期間】	第95期中(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
【会社名】	株式会社商工組合中央金庫
【英訳名】	The Shoko Chukin Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 関 根 正 裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
【電話番号】	03 (3272) 6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 松 橋 正 三
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
【電話番号】	03 (3272) 6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 松 橋 正 三
【縦覧に供する場所】	株式会社商工組合中央金庫 大阪支店 (大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	2021年度	2022年度
		(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)
連結経常収益	百万円	75,923	81,405	83,836	149,384	161,030
連結経常利益	百万円	26,470	21,608	12,784	30,604	31,426
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	19,064	14,829	8,425	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	18,522	23,332
連結中間包括利益	百万円	20,964	11,776	10,024	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	13,682	21,209
連結純資産額	百万円	995,724	995,713	1,010,664	988,439	1,005,142
連結総資産額	百万円	13,069,744	13,029,668	13,389,482	12,787,705	13,049,997
1株当たり純資産額	円	212.15	212.15	219.02	208.80	216.48
1株当たり中間純利益	円	8.76	6.81	3.87	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	8.51	10.72
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.58	7.61	7.51	7.69	7.67
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△445,301	△60,209	256,556	△370,504	△38,438
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	275,850	116,728	△114,873	236,165	223,710
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,494	35,496	△4,502	490	45,493
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1,462,299	1,584,424	1,860,354	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	1,492,408	1,723,173
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,864 [1,006]	3,788 [1,009]	3,785 [1,019]	3,765 [1,010]	3,712 [1,008]

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり (中間) 当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末株式引受権 - (中間) 期末新株予約権 - (中間) 期末非支配株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当金庫の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第93期中	第94期中	第95期中	第93期	第94期
決算年月		2021年9月	2022年9月	2023年9月	2022年3月	2023年3月
経常収益	百万円	65,591	70,632	72,940	128,520	139,806
経常利益	百万円	26,261	21,482	12,979	30,207	30,836
中間純利益	百万円	18,990	14,777	8,558	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	18,305	22,998
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	985,151	986,241	1,002,400	979,774	997,165
総資産額	百万円	13,000,773	12,960,706	13,317,062	12,719,338	12,980,499
預金残高	百万円	5,665,491	5,643,457	6,163,634	5,707,939	5,786,324
債券残高	百万円	3,722,680	3,512,770	3,356,960	3,542,570	3,448,850
貸出金残高	百万円	9,524,024	9,674,737	9,597,338	9,607,809	9,639,065
有価証券残高	百万円	1,189,211	1,088,466	1,087,586	1,215,141	977,951
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00
自己資本比率	%	7.57	7.60	7.52	7.70	7.68
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,505 [886]	3,445 [879]	3,457 [894]	3,419 [886]	3,377 [883]

(注) 1. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫及び当金庫の子会社等が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

2023年9月30日現在

商工中金グループ	銀行業	株式会社商工組合中央金庫 (銀行業務) 本支店93カ所 出張所3カ所 営業所7カ所 海外駐在員事務所3カ所 (合計106カ所)
	リース業	商工中金リース株式会社 (リース業務)
	その他	八重洲商工株式会社 (事務代行業務) 株式会社商工中金情報システム (ソフトウェアの開発、計算受託業務) 商工サービス株式会社 (福利厚生業務) 八重洲興産株式会社 (不動産管理業務) 株式会社商工中金経済研究所 (情報サービス、コンサルティング業務) 商工中金カード株式会社 (クレジットカード業務) 商工中金キャピタル株式会社 (投資業務) 八重洲緑関連事業協同組合 (福利厚生業務) つながる未来ファンド (匿名組合) (投資業務) サザンカパートナーズ株式会社 (投資業務)

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当金庫の連結対象となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当金庫との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 商工中金 キャピタル (株)	東京都 中央区	100	その他 (投資業務)	100.00	4	—	預金 取引	当金庫より 建物の一部 を賃借	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社は、特定子会社に該当していません。
 3. 上記関係会社は、有価証券報告書 (又は有価証券届出書) を提出していません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2023年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3,457 [894]	68 [20]	260 [105]	3,785 [1,019]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,015人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

2023年9月30日現在

従業員数(人)	3,457 [894]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員890人を含んでおりません。
2. 当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当金庫の職員組合は、商工組合中央金庫職員組合と称し、組合員数は2,890人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1 経営の基本方針

国内においては、人口減少や環境問題など社会的な課題を意識した経営の重要性が近年益々高まっております。当金庫としても新たな時代に相応しい組織風土・企業文化を形成し、改めて私たちの存在意義や大切にすべき考え方を共有するために、2022年3月に企業理念の見直しを行いました。

企業理念が当金庫の全役職員に浸透し、ステークホルダーからの信頼と共感が得られるよう取組みを継続していくことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

○新・企業理念

新しい企業理念 「これからの時代・社会・地球」の望むべき姿を念頭にパーパス・ミッションを制定。

PURPOSE 一商工中金が実現していきたい、これからの社会の姿—
企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

MISSION 一PURPOSEを実現するために、商工中金が果たすべき使命—
**安心と豊かさを生み出すパートナーとして、
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。**

2 経営環境

当中間連結会計期間のわが国経済をみますと、新型コロナウイルスの5類移行に伴う経済活動の正常化などから緩やかに回復しました。

生産・輸出は、海外経済の回復ペースの減速などをうけつつも、供給制約の緩和などにより横ばい圏内で推移しました。個人消費は、経済活動正常化や生産面の供給制約の緩和などにより、対面サービス消費や新車販売の分野などを中心に持ち直しの動きがみられました。設備投資は、企業の合理化・省力化投資やIT関連投資などへの意欲の旺盛さをうけ、堅調に推移しました。海外からの需要をみると、訪日外国人による消費は好調に推移した一方、財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速をうけ伸び悩みました。

中小企業の景況感は、当金庫の「商工中金景況調査」によると、個人消費の持ち直しや供給制約の緩和、インバウンドの回復などを背景に好転が継続しました。一方、原材料価格やエネルギーコストの増加などを背景に先行きの不透明感が懸念されます。また、雇用面については人手不足感の拡大が継続しており、雇用判断D Iは新型コロナウイルスの影響が本格化する前の2020年2月の水準を上回る展開が続きました。

金融面につきましては、日本銀行が7月にイールドカーブ・コントロールの運用を柔軟化し、国内長期金利は小幅上昇しました。米国FRBはインフレ抑制のための金融引き締めを継続し、日米金利差は依然として大きく、円の対ドル相場は大幅な円安が継続しました。日経平均株価は、比較的好調な国内景気動向や円安のプラス面が意識されるもとでバブル期以降での最高値を更新するなど、概ね3万円を超える水準で推移しました。

3 対処すべき課題と経営戦略

＜中期経営計画（2022～2024年度）の基本方針＞

人口減少などの構造要因や低金利環境の長期化等により、当金庫を含む国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。

こうした課題に対処しつつ、当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」というパーパスを基軸に、2022年度から2024年度までの3年間で計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよい企業経営をともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいります。

<中期経営計画に基づく主要な施策>

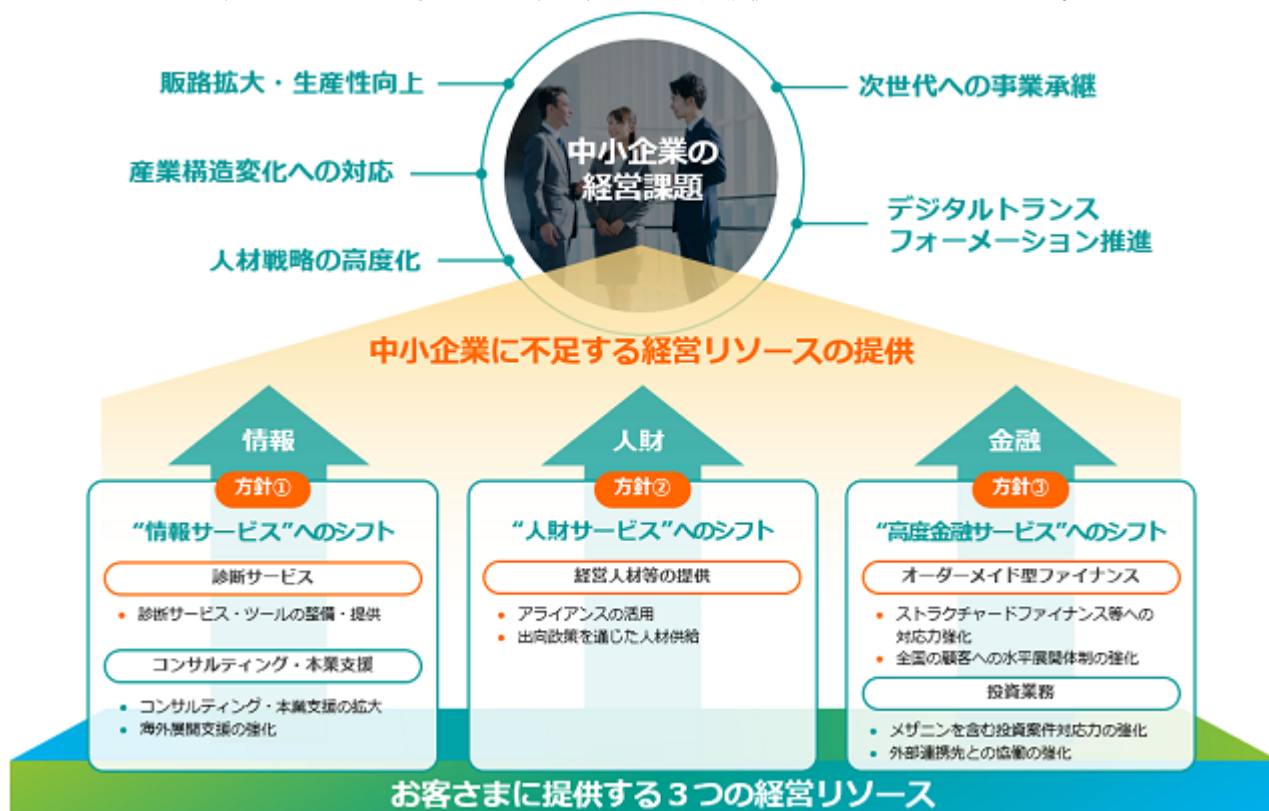
(1)サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという3つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供してまいります。

情報サービスは、財務診断やESG診断、中小企業従業員の幸福度を可視化する幸せデザインサーベイ、CO₂排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、お取引先の課題解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援について、取組みを強化してまいります。なお、2023年10月に、海外5拠点目となる「ハノイ駐在員事務所（ベトナム）」を開設しております。ベトナム国内での体制を強化し、既進出および新規進出を検討中の中小企業の皆さまを、資金面や情報提供面を通じて、より一層サポートしてまいります。

人財サービスは、課題解決に取り組むにあたって必要となる、お取引先を内部から支える経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組んでまいります。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化してまいります。また、政策投資株の取得およびメザンファイナンス等を含む投資業務の取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応してまいります。なお、2023年8月に、投資専門子会社である商工中金キャピタル株式会社を設立しております。事業再生や事業承継・成長資金調達等のニーズに対し、資本金の供給とハンズオン支援を通じて、お客さまの企業価値向上に貢献してまいります。



(2)差別化分野の確立

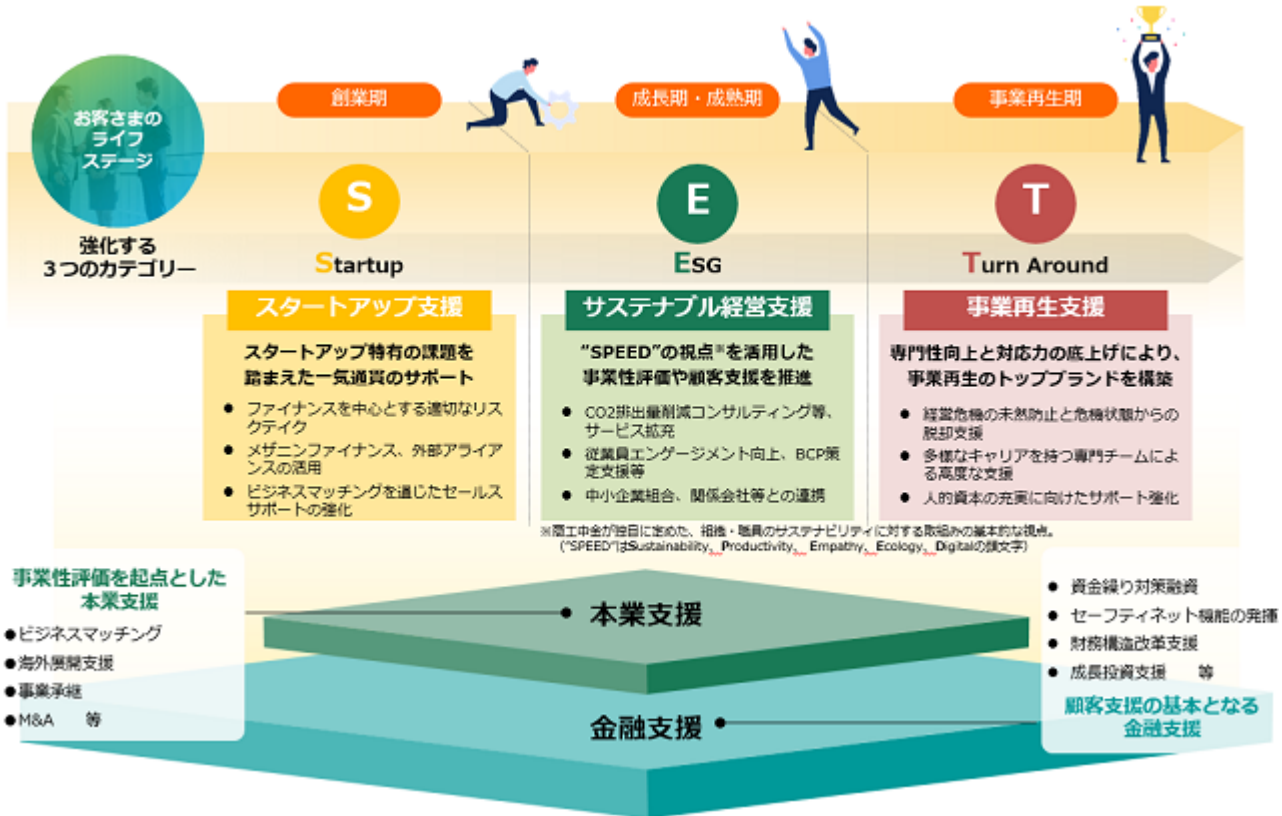
経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮や、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、S：「スタートアップ支援」、E：「サステナブル経営支援」、T：「事業再生支援」の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化してまいります。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポートに取り組んでまいります。

「サステナブル経営支援」については、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エン

ゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進してまいります。

「事業再生支援」は、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みの支援を強化してまいります。



(3) 当金庫自身の企業変革

パーパス・ミッションを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being・D&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の3つの主要なテーマに基づき、商工中金自身の企業変革を進めてまいります。



<新型コロナウイルス感染症への対応>

新型コロナウイルス感染症に関する危機対応融資の申込み受付は、2022年9月を以って終了しましたが、引き続き影響を受けている中小企業の皆さまに対しては懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行うとともに、増加した負担債務の円滑な償還に向けて、収益力改善や事業再構築などの経営改善支援、新分野進出等の支援についても対応してまいります。

<商工中金法の改正>

第211回通常国会において、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」が成立しました。同法では、政府保有株式の全部処分を実施し、商工中金のサービスの「範囲」の一部を銀行と同様となるよう見直す一方で、株主資格制限や特別準備金の維持、危機対応業務の責務化等、必要な各種措置は維持するものとされており。商工中金の使命は今後も変わりません。中小企業と中小企業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じた地域活性化への貢献に取り組んでまいります。

<その他の取組み>

上記の取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。

引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

<目標とする経営指標（単体）>

経営指標	2024年度（中期経営計画最終年度）目標
業務純益	500億円程度
純利益	250億円程度
ROA	0.2%程度
ROE	2%台後半
総自己資本比率	12%以上
OHR	60%程度

※OHR(経費率)= 経費 / 業務粗利

4 サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) ガバナンス

当金庫は、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパスの実現のために、事業活動を通じて、重点的かつ効果的に貢献する社会の重要課題を、マテリアリティとして特定しております。具体的には、「地球温暖化・気候変動への対応」、「中小企業の生産性向上」、「地域経済の活性化」、「イノベーションの創出」、「ダイバーシティ&インクルージョン」をマテリアリティとして特定しております。

中小企業の皆さまの取組みを支援すること、また自身でも取組みを進めていくことでマテリアリティの解決を目指し持続可能な社会となるよう貢献していく、という考え方のもと、サステナビリティ基本規程を策定し、取締役会にて決議しております。

マテリアリティの解決に向けた重要な取組みとして、サステナビリティ及び人的資本に関する機会とリスクの識別、評価及び管理に関する事項を、社長執行役員を議長とする経営会議において定期的に議論し、逐次、取締役会に報告しております。取締役会は、深度ある議論を定期的の実施し、基本的な方針を定めております。

サステナビリティを推進するための組織体制として、2022年4月より、経営企画部内に「サステナビリティ推進室」を設置、経営企画部担当役員を責任者とし、商工中金自身とお客さまへの浸透を統括する取組みを進めております。同じく2022年4月に、従来の「人事部」を「キャリアサポート部」と「D & I 推進部」の2つの組織に改組した上で、D & I 推進部内に「人づくり支援室」を設置、職員の自律的で多様なキャリア形成を支援する取組みを進めております。

関連する施策検討については、2021年6月に設置した「気候変動リスクワーキンググループ」、2022年10月に設

置した「人的資本経営に向けたワーキンググループ」において、継続的に実施しております。

当金庫はTCFD(※1)の提言に賛同しております。気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、TCFDが推奨する形での情報(ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標)の開示に取り組んでおります。



(※1)TCFD…Task Force on Climate Related Financial Disclosures(気候関連財務情報開示タスクフォース)

(2) 戦略

当金庫は、中小企業の皆さまの取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。そのためにも、お客さまを含むステークホルダーの皆さまとは「SPEED」の視点(※2)を起点に活動の輪を広げ、「共感の創造」により、マテリアリティ解決に取り組んでまいります。

(※2)当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点

Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの

	Sustainability	Productivity	Empathy	Ecology	Digital
「SPEED」の視点	 将来を損なわず 現在を豊かにする	 少ない資源で より多くを産み出す	 関係者から共感され ファンを作る	 関係者以外も害さず 又は対策する	 多くの情報を使い 付加価値を創る
目的	雇用の安定を通じて地域経済の活性化に貢献	限られた資源の中で事業活動による成果を持続的に増加	社会の一員である企業としての社会的責任を追求	全ての社会経済活動の基盤である気候、海洋、森林等の地球環境の安定に貢献	多様な背景を持つ消費者に応じたサービスを物質的な制約や環境資源の消費なく提供
行動	事業活動に必要な経営資源を継続的に確保 外部環境の変化に合わせて事業活動を改善	事業活動に関するノウハウを蓄積・活用 生産設備が消費する資源を削減	従業員の健康と適切な処遇、取引先との公正な取引など、人権の尊重をはじめ倫理的に正しく活動	環境に配慮した活動に積極的に取り組む 自然災害等への危機管理を実施	デジタル技術の活用 データによる付加価値の創出

マテリアリティの解決に向けて、お客さまとともに創出する共通価値として、「経済的価値」「社会的価値」「働き手の幸せ」の3つを定め、価値創出に取り組んでまいります。

お客さま支援の取組みとして、2022年7月にサステナブルファイナンスの取扱いを開始しております。その中でもポジティブ・インパクト・ファイナンスを中心に、伴走支援を通じたお客さまの企業価値向上に取り組んでまいります。

特に気候変動リスクに関しては、中小企業にも大きな影響が生じてきております。このような状況を踏まえ、当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、脱炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行っております。気候変動に対する組織のレジリエンスを高めていく観点で、移行リスクや物理的リスクが顕在化した場合の経営への影響について、シナリオ(仮説)に基づいた定量的分析を行っております。

また、人口減少の加速に伴う人手不足・人材不足は規模の大小を問わず企業の事業展開における重大なリスクであり、企業が価値創出に取り組むうえでの喫緊の課題となっています。人的資本の充実を図ることで、お客さまと当金庫の共通価値創出につなげ、マテリアリティの解決を目指しております。

当金庫では、求める人材像である「お客さまの企業価値向上のため、変革しつづける人材」を採用、育成するために、「人財育成、社内環境整備に関する方針」を策定しております。当金庫で働く役職員全員が、心身共に健康で、生き活きとやりがいをもって働くために「多様性の確保の方針」を定めています。これらの方針に沿って、経営戦略と連動した人材戦略により人的資本の充実を図るべく具体的な取組みを進め、従業員エンゲージメント向上を通

じた職員一人ひとりのWell-beingの実現を目指します。

<人財育成、社内環境整備に関する方針>

●人事戦略の基本構想

『お客さまの企業価値向上のため、変革しつづける人財』を採用・育成し、経営戦略と連動した人財戦略を実施することでパーパスの実現に繋がります

●人財育成方針

自ら考え学びを得る自律的なプロフェッショナル人財の育成を図るために、職員の多様性や自主性を尊重した、効率的かつ効果的に学べる環境の整備を図っていきます

●社内環境整備方針

【商工中金が職員の皆さんに約束すること】

3つの充実（仕事、個人、家庭・社会）に向けた取り組みを通じて、職員一人ひとりのWell-beingの実現を支援します

1. 仕事の充実

お客さまへの価値向上に向け、どのような役割を担ってチャレンジし、成果を生み出したのかを評価する人事制度に移行します

2. 個人の充実

一人ひとりの主体的なキャリア選択を尊重し、金融のプロフェッショナルに向けた自律的な成長を支援します

3. 家庭・社会の充実

ライフステージに応じた多様な選択肢や柔軟な働き方を提供し、仕事と家庭の両立を支援します

【職員の皆さんに期待すること】

環境変化に対して柔軟かつスピーディに対応し、お客さまの価値向上のために、自律的に変革し続けること

<多様性の確保の方針>

●ダイバーシティ トップステイトメント

私たち商工中金にとり最も大切な経営資源である商工中金で働く役職員全員が、心身共に健康で、生き活きとやりがいを持って働ける組織とするために、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します

D&I推進を通じ、組織として目指すこと

1. 役職員一人ひとりが持つ個性や多様性を尊重し、その能力を最大限発揮できる職場にします。その中で、特に女性の活躍推進を図り、管理職への登用を拡大させます
2. 本部と営業店の全ての組織間・内の風通しをよくし、誰もが安心して自由闊達に意見を述べ合い、助け合い、協力し合いながら、共に成長する組織風土を醸成します

D&I推進を通じ、職員の皆さんに期待すること

1. 自分に限界を設けず、自分の力を信じ、自己研鑽に励み、チャレンジすること
2. 前例にとらわれず、柔軟な発想で業務に取り組むこと
3. 役職、経験に縛られることなく前向きな意見具申をし、他者の意見にも耳を傾けること
4. 日々共に働く仲間を思いやり、敬意をもって接すること

皆さんの前向きなチャレンジを奨励し、働きがいのある組織とするため、経営陣一同は積極的に皆さんの声を聴き、全力で皆さんの成長をサポートします。

<具体的な取組み>

a. 価値観醸成の取組み

職員一人ひとりのWell-beingを後押しすべく、当金庫では2022年3月に制定した新しい企業理念（PURPOSE・MISSION）に基づくパーパス経営を進めております。新たな企業理念制定後、定期的に全職員参加によるワークショップを開催し、パーパス浸透に向けた取組みを継続しています。

また、当金庫では女性活躍推進、キャリア採用、障がい者雇用についても積極的に取組み人財のダイバーシティの確保に努めております。内定式、新入職員研修では、手話通訳者、見えづらい方に配慮した専用大画面、UDトークを活用する等、多様な人財が活躍できる組織風土の醸成、および社内環境整備に努めております。

b. キャリアサポート施策の取組み

「社内兼業制度（社内副業）」や「インハウス・インターンシップ（社内短期留学）」、お取引先や連携支援機関への出向、希望する部署への社内公募制度である「キャリア・チャレンジ制度」など、さまざまな制度を設けて多様な経験に基づく多面的な価値観の醸成を図っています。また、職員のワークライフマネジメントをサポートしていく観点から、各種施策の整備に取り組んでおります。

c. 企業内大学「人づくりカレッジ（通称ヒト☆カレ）」の取組み

2023年4月には、企業内大学として「人づくりカレッジ」を創設し、高度な業務スキルとヒューマンスキル向上のため、グループワークやゼミ形式といった双方向型のコンテンツを中心に、外部交流型や体験型プログラムを取り入れています。年齢や役職を問わず、自らのキャリアアップを描きながら、約100の基礎講座を受講することができます。

また、研修会館（東村山）をMIRAI Campusとしてリニューアルし、全国の職員がリアルタイムで参加できるハイブリッド型研修を可能にするなど、ソフト面とハード面を連動・調和させることで新たな人づくり体系を進めています。

(3) リスク管理

当金庫は、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つとして認識しております。

こうした認識のもと、「気候変動リスクへの対応」及び、人的資本の充実を含む「人財の確保・育成」を経営のトップリスクとして位置づけ、半期ごとに状況や課題を踏まえた対応方針を取締役会で決定しております。なお、トップリスクと、当金庫のリスクマネジメントについては、「第2 事業の状況 2事業等のリスク」へ記載しております。また、当金庫が環境・社会に配慮した活動に取り組むにあたり、サステナビリティの視点で重要となるリスクを適切に管理する観点から、投融資等に対する基本的な考え方を定めるとともに、「環境又は社会に配慮した取組の方針」を策定し、これに沿った対応を行っております。

なお、中小企業の金融円滑化を目的とする金融機関として、お客さまとは“S P E E D”の視点を持った建設的な対話と相互理解に努め、情報の把握と提供を継続的に行ってまいります。

<環境又は社会に配慮した取組の方針>

商工中金は、中小企業の金融円滑化を目的とした金融機関であります。この目的を常に意識し、国内法令及び国際規範と整合した倫理的な取引を行うため、お客さまの取り巻く環境の変化や事業活動について確認と働きかけを行い、環境や社会課題の解決に向けて取り組んでまいります。

確認の結果、環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性が高い事業との取引については、取組方針を定め、それに従って対応してまいります。具体的には、環境・社会に対し、重大な負の影響を及ぼす可能性がある以下の3つ（非人道兵器の製造を行っている事業、児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業、生態系維持・世界遺産保護等の観点から問題がある事業）については、取引を行いません。

1. 非人道兵器の製造を行っている事業

クラスター弾は非人道的な兵器として国際社会から認知されております。また、核兵器、生物・化学兵器、対人地雷は、クラスター弾同様に人道上の問題が大きいと認識しております。こうした認識のもと、これら非人道兵器の製造行為に対する投融資等の取引は行いません。

2. 児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業

当金庫は世界人権宣言をはじめとする国際規範を尊重しております。責任ある企業活動を促進し、国際社会を含む社会全体の人権保護に貢献していく観点から、特に、搾取的労働慣行には加担すべきではないと認識しております。こうした認識のもと、児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業に対する投融資等を行いません。

3. 生態系維持・世界遺産保護等の観点から問題がある事業

複雑で多様な生態系が支え合い、食料や水、気候の安定等の恵みがもたらされております。生態系を支える生物多様性に配慮し、自然環境等の維持・保全に努めていくことが重要と認識しております。こうした認識のもと、以下に該当する事業については投融資等を行いません。

- ・ラムサール条約指定湿地に負の影響を与える事業
 - ・ユネスコ指定の世界遺産に負の影響を与える事業（注1）
 - ・ワシントン条約（国内法では種の保存法）に違反する事業（注2）
- （注1）当該国政府及びUNESCOからの事前同意ある場合を除く
（注2）各国の留保事項は配慮する

なお、環境・社会に対し負の影響度がある「石炭火力発電事業」「森林伐採事業」「パーム油農園開発事業」については、事業内容について十分な確認と対話や働きかけを行い、その結果をもとに、対応を検討してまいります。

「人財の確保・育成」については、労働市場の動きや働き手の価値観の変化等、企業と職員を取り巻く環境を適切に認識しながら、人的資本の一層の充実を図るための施策を講じてまいります。

なお、従前より、全職員を対象に年1回実施する「コンプライアンス意識に係るアンケート調査」において、「人財の確保・育成」に一部関連したリスクの定量把握を行ってまいりましたが、2022年度より、パーパスを起点としたプリンシプルベースの価値観醸成、人財の育成を推進すべく、「エンゲージメント調査」に改訂し、より人財にフォーカスしたリスクの定量把握を行うことといたしました。こうした取組みを活かしたリスク管理の更なる高度化も進めてまいります。

(4) 指標及び目標

トップリスクである「気候変動リスクへの対応」について、指標及び目標を設定し、取組みを進めております。当金庫の国内事業所におけるガスや電力等の使用量を基に算出した2022年度のCO₂排出量は9,736トン、当該CO₂排出量の削減目標として2050年度までのカーボンニュートラルを目指しております。GHGサプライチェーン排出量（Scope 3）の算定と把握についても、今後取組みを進めてまいります。

国内事業所におけるCO ₂ 排出量の削減実績・目標（Scope 1, 2が対象）	
2022年度の実績	9,736トン（2013年度比36%削減）（※）
2030年度の目標	2013年度比50%削減
2050年度までの目標	カーボンニュートラル

（※） 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）の定期報告における商工中金のScope 1（直接）、Scope 2（間接）のCO₂排出量

2 【事業等のリスク】

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項又は重要な変更として当金庫グループ（以下、本項目においては「当金庫」という。）が認識しているものは以下のとおりであります。

本項目においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、当半期報告書提出日現在において判断したものであります。

1. トップリスク

当金庫は、経営層による議論のもと、半期毎に当金庫を取り巻くリスク事象を選定するとともに、経営として最も注視すべきリスク事象をトップリスクとして決定しております。

2023年10月の取締役会において、グリーン分野・デジタル分野を中心に進む中長期的な産業構造・社会構造の変化に適応できない、もしくは乗り遅れるリスクを考慮し、従来、トップリスク以外の主要なリスクとして認識していた「事業戦略が奏功しないリスク」を、トップリスクとして認識することを決定しております。

一方で、2023年6月の改正商工中金法成立後の一連の格付変動等を踏まえ、従来、トップリスクとして認識していた「格付低下」を、主要なリスクとして認識しつつも、トップリスクから除外することを決定しております。

これに伴い、当金庫が認識するトップリスクは、「気候変動リスクへの対応」「産業構造の変化」「事業戦略が奏功しないリスク」「大規模自然災害の発生」「サイバー攻撃に関するリスク」「人材の確保・育成」「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備」となっております。

今後も、トップリスクの決定を含めて、適切にリスク事象の選定と評価を行いながら実効性のある対応策を講じていくとともに、リスクマネジメントの更なる強化に取り組んでまいります。

（事業戦略が奏功しないリスク）

当金庫は、2022年3月に制定した新たな企業理念の実現に向け、2022年度から2024年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、持続可能なビジネスモデルの実現を通じた当金庫自身の企業価値向上を目指して、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、より長期的な視点に立つと、グリーン分野やデジタル分野等において産業構造・社会構造が大きく変化することが予想される中、その変化に当金庫のビジネス戦略が適応できない、もしくは乗り遅れる場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、当金庫は2023年6月の改正商工中金法成立を受け、今後政府保有株式が処分され、民間株主のみがオーナーの金融機関となります。この民営化により「中小企業による中小企業のための金融機関」として、長期的な産業構造・社会構造の変化を見据えた、お取引先に対するマーケティング機能の発揮や、当金庫及びお取引先の生産性向上、グリーン化、デジタル化に向けての施策立案・実行など、当金庫が果たすべき機能・役割がより問われていく中、仮に求められる機能・役割を果たせない場合、当金庫の企業価値を大きく毀損する可能性があります。

当金庫では、当金庫の機能・役割がより問われている過渡期と捉え、「事業戦略が奏功しないリスク」をトップリスクと認識し、より長期的な視点を踏まえ、グループの事業戦略、人材の配置や育成、本部組織やグループ経営の在り方を検討してまいります。こうした取組を通じて、仮に社会や経営環境の大きな変動が生じた場合にも柔軟に対応が可能な、変化につよい企業経営を実践してまいります。

2. トップリスク以外の主要なリスク

トップリスク以外の主要なリスクで、追加・見直しを行ったリスクは以下のとおりであります。

（i）経営環境に関連するリスク

（規制・法制度の変更）

当金庫は、現時点の規制・法制度等に則って事業活動を行っております。これらの規制・法制度等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、業務の制限を受ける、または新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる場合があります。加えて、規制・法制度等変更への対応が不十分な場合には、当局から処分等を受けるおそれもあります。

2023年6月に株式会社商工組合中央金庫法の改正法案が国会において成立し、公布後2年以内の政府保有株式売却が決定されていますが、この売却について2023年9月に財政制度等審議会国有財産分科会において審議がな

され、同審議会答申が示されました。答申では、売却方法として「国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当」であることや、入札の実施時期について「令和6年度早期の入札の実施を目指すべき」などが示されています。その他売却にかかる詳細事項については、答申も踏まえて引き続き政府において検討がなされていきますが、その結果、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、当金庫はバーゼルⅢに基づく自己資本比率等に関する規制が適用されるため、自己資本比率やレバレッジ比率等の規制比率について、株式会社商工組合中央金庫法に定める数値以上を目標とし、自己資本等の充実に努めなければなりません。自己資本比率等の規制比率が目標を下回った場合には、金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣から様々な命令を受けることがあります。

当金庫では、2023年3月期において新資本規制を前倒して導入いたしました。今後とも規制・法制度等の制定・改廃状況を適宜モニタリングしながら、必要な態勢を整備してまいります。また、事業活動の適切性や健全性を確保しながら、質・量ともに十分な自己資本を維持するとともに、リスクに見合った十分な自己資本比率の確保に努めております。

(生成AIに関するリスク)

生成AIについては、インターネットやスマートフォンを上回る技術革新となり、企業経営を大きく転換させる可能性が指摘されています。そのため、仮に当金庫が業務に生成AIを活用しない場合、活用している企業との間で生産性や競争力が低下する可能性があります。一方で、業務に生成AIを活用する場合、機密情報・個人情報が漏洩する、情報の信ぴょう性について判断を誤る、追跡・監査可能性が担保されず説明責任が果たせないなどの可能性があります。また、社会全体で生成AIの利用が進むことで、犯罪が巧妙化・容易化する、サイバー攻撃などに悪用される可能性があります。

当金庫では、生成AIの活用やリスクに関して広く情報収集を行うとともに、当金庫の経営に与える影響を分析・評価する取組みを実施してまいります。

(ii) 当金庫業務に内包するリスク

(健全な企業文化の醸成)

当金庫は、2016年10月に判明した危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と位置付け、毎年度、コンプライアンス・顧客保護等管理プログラムを策定し、プログラムに沿って様々な施策を実行しております。しかしながら、これらの取組にも関わらず、健全な企業文化を醸成することが出来ず、役職員等による不公正・不適切な取引が行われた場合、行政処分等を受ける、またお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、健全な企業文化を醸成することが出来ない場合、職員のモチベーションを下げ、人財の確保が困難になることや組織の生産性が低下することなどにより、企業価値を大きく毀損する可能性があります。

当金庫では、引き続き、コンプライアンスプログラムを通じて、プリンシプルベースの考え方の定着やリスクリテラシーの向上、インテグリティのある行動等の意識付けを行い、自律的なコンプライアンスの推進・定着を図ってまいります。また、パーパスの浸透や価値観の多様性確保とそれを受容する組織づくり、職員のWell-beingの実現にも取り組んでまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当金庫グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 財政状態

貸出金は、危機対応融資の利子補給期間及び据置期間の満了に伴う償還が進んだ結果、期末残高は前連結会計年度末比417億円減少し、9兆5,863億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は同1,094億円増加し、1兆840億円となりました。

預金は、期末残高が同3,773億円増加し、6兆1,584億円となりました。また、債券は、期末残高が同918億円減少し、3兆3,565億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、同3,394億円増加し、13兆3,894億円となりました。総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、12.98%となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

（銀行業）

セグメント資産は、前連結会計年度末比3,366億円増加し、13兆3,106億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比3,309億円増加し、12兆3,157億円となりました。

（リース業）

セグメント資産は、前連結会計年度末比27億円増加し、911億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比29億円増加し、778億円となりました。

（その他）

セグメント資産は、前連結会計年度末比4億円増加し、94億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比2億円増加し、28億円となりました。

(2) 経営成績

当中間連結会計期間の連結粗利益は、事業者へ円滑な資金供給やソリューション提供を行った結果、資金運用収支が前年同期比17億円増加、役員取引等収支が同7億円増加した一方、為替変動に伴う事業者の為替ヘッジニーズが一服し特定取引収支が同16億円減少したことなどから、同12億円減少し640億円となりました。

与信費用は、倒産が増加傾向にあり、同83億円増加し152億円となりました。

以上により、経常利益は同88億円減少し127億円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は同64億円減少し84億円となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

(銀行業)

経常収益は、前年同期比23億円増加し、729億円となりました。また、セグメント利益は、前年同期比85億円減少し、129億円となりました。

(リース業)

経常収益は、前年同期比1億円増加し、105億円となりました。また、セグメント利益は、前年同期比3億円減少し、△2億円となりました。

(その他)

経常収益は、前年同期比12億円増加し、48億円となりました。また、セグメント利益は、前年同期比0億円増加し、0億円となりました。

○損益の概要

	前中間連結会計期間 (億円) (A)	当中間連結会計期間 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
連結粗利益	653	640	△12
資金運用収支	533	550	17
役員取引等収支	44	51	7
特定取引収支	55	39	△16
その他業務収支	20	△0	△21
営業経費 (△)	365	379	13
与信費用 (注) (△)	69	152	83
その他	△2	18	21
経常利益	216	127	△88
特別損益	△0	△1	△0
税金等調整前中間純利益	215	126	△89
法人税等合計 (△)	67	42	△25
中間純利益	148	84	△64
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	148	84	△64

(注) 与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,371億円増加し、1兆8,603億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネーの増加等により2,565億円（前年同期比＋3,167億円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により△1,148億円（前年同期比△2,316億円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により△45億円（前年同期比△399億円）となりました。

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内の資金運用収支は549億49百万円、役員取引等収支は51億67百万円、特定取引収支は39億12百万円、その他業務収支は△1億68百万円となりました。

海外の資金運用収支は1億44百万円、役員取引等収支は△11百万円、その他業務収支は82百万円となりました。

以上により、合計の資金運用収支は前年同期比17億10百万円増加して550億94百万円、役員取引等収支は同7億30百万円増加して51億55百万円、特定取引収支は同16億31百万円減少して39億12百万円、その他業務収支は同21億2百万円減少して△86百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	53,066	317	—	53,383
	当中間連結会計期間	54,949	144	—	55,094
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	56,569	1,142	△800	56,912
	当中間連結会計期間	60,185	2,541	△2,361	60,364
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,502	825	△800	3,528
	当中間連結会計期間	5,235	2,396	△2,361	5,270
役員取引等収支	前中間連結会計期間	4,438	△13	—	4,424
	当中間連結会計期間	5,167	△11	—	5,155
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	6,107	0	—	6,107
	当中間連結会計期間	6,626	0	—	6,626
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,669	13	—	1,682
	当中間連結会計期間	1,458	11	—	1,470
特定取引収支	前中間連結会計期間	5,544	—	—	5,544
	当中間連結会計期間	3,912	—	—	3,912
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	5,544	—	—	5,544
	当中間連結会計期間	3,923	—	—	3,923
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,016	△0	—	2,016
	当中間連結会計期間	△168	82	—	△86
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	11,833	—	—	11,833
	当中間連結会計期間	10,846	82	—	10,928
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	9,817	0	—	9,817
	当中間連結会計期間	11,015	0	—	11,015

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は12兆9,994億21百万円、利息は601億85百万円、利回りは0.92%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は11兆9,682億96百万円、利息は52億35百万円、利回りは0.08%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は894億94百万円、利息は25億41百万円、利回りは5.66%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は909億55百万円、利息は23億96百万円、利回りは5.25%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前年同期比2,354億86百万円増加して12兆9,995億44百万円、利息は同34億52百万円増加して603億64百万円、利回りは同0.03%上昇して0.92%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同2,225億35百万円増加して11兆9,698億80百万円、利息は同17億41百万円増加して52億70百万円、利回りは同0.02%上昇して0.08%となりました。

○ 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,764,151	56,569	0.88
	当中間連結会計期間	12,999,421	60,185	0.92
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,558,914	50,983	1.06
	当中間連結会計期間	9,489,078	52,457	1.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,150,939	2,175	0.37
	当中間連結会計期間	982,776	2,755	0.55
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	502,241	193	0.07
	当中間連結会計期間	476,910	107	0.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,371,599	589	0.08
	当中間連結会計期間	1,854,747	563	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	11,744,758	3,502	0.05
	当中間連結会計期間	11,968,296	5,235	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	5,693,930	1,253	0.04
	当中間連結会計期間	6,000,652	1,347	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	512,439	9	0.00
	当中間連結会計期間	591,574	15	0.00
うち債券	前中間連結会計期間	3,506,019	932	0.05
	当中間連結会計期間	3,407,416	1,197	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	23,341	1	0.01
	当中間連結会計期間	50,257	△11	△0.04
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	273,258	—	—
	当中間連結会計期間	228,318	6	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	1,631,903	751	0.09
	当中間連結会計期間	1,579,572	1,573	0.19

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,956百万円、当中間連結会計期間2,429百万円)を控除して表示しております。

○ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	104,666	1,142	2.17
	当中間連結会計期間	89,494	2,541	5.66
うち貸出金	前中間連結会計期間	59,933	795	2.64
	当中間連結会計期間	59,953	1,769	5.88
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,446	1	0.20
	当中間連結会計期間	1,865	21	2.26
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	2,008	16	1.59
	当中間連結会計期間	3,134	82	5.25
資金調達勘定	前中間連結会計期間	107,346	825	1.53
	当中間連結会計期間	90,955	2,396	5.25
うち預金	前中間連結会計期間	496	0	0.00
	当中間連結会計期間	354	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	43,359	355	1.63
	当中間連結会計期間	25,665	699	5.43
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	7	0	3.29
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	105	2	5.25
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間2,599百万円、当中間連結会計期間1,564百万円）を控除して表示しております。

○ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,868,818	△104,760	12,764,057	57,712	△800	56,912	0.88
	当中間連結会計期間	13,088,916	△89,372	12,999,544	62,726	△2,361	60,364	0.92
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,618,847	—	9,618,847	51,778	—	51,778	1.07
	当中間連結会計期間	9,549,032	—	9,549,032	54,226	—	54,226	1.13
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,152,386	—	1,152,386	2,176	—	2,176	0.37
	当中間連結会計期間	984,641	—	984,641	2,776	—	2,776	0.56
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	502,241	—	502,241	193	—	193	0.07
	当中間連結会計期間	476,910	—	476,910	107	—	107	0.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,373,608	—	1,373,608	605	—	605	0.08
	当中間連結会計期間	1,857,881	—	1,857,881	645	—	645	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	11,852,104	△104,760	11,747,344	4,328	△800	3,528	0.05
	当中間連結会計期間	12,059,252	△89,372	11,969,880	7,632	△2,361	5,270	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	5,694,427	—	5,694,427	1,253	—	1,253	0.04
	当中間連結会計期間	6,001,006	—	6,001,006	1,347	—	1,347	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	555,799	—	555,799	364	—	364	0.13
	当中間連結会計期間	617,240	—	617,240	715	—	715	0.23
うち債券	前中間連結会計期間	3,506,019	—	3,506,019	932	—	932	0.05
	当中間連結会計期間	3,407,416	—	3,407,416	1,197	—	1,197	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	23,349	—	23,349	1	—	1	0.01
	当中間連結会計期間	50,257	—	50,257	△11	—	△11	△0.04
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	105	—	105	2	—	2	5.25
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	273,258	—	273,258	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	228,318	—	228,318	6	—	6	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	1,631,903	—	1,631,903	751	—	751	0.09
	当中間連結会計期間	1,579,572	—	1,579,572	1,573	—	1,573	0.19

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間5,555百万円、当中間連結会計期間3,993百万円）を控除して表示しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は66億26百万円、役務取引等費用は14億58百万円となりました。

海外の役務取引等収益は0百万円、役務取引等費用は11百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前年同期比5億18百万円増加して66億26百万円、役務取引等費用は同2億11百万円減少して14億70百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,107	0	—	6,107
	当中間連結会計期間	6,626	0	—	6,626
うち預金・債券 ・貸出業務	前中間連結会計期間	4,456	—	—	4,456
	当中間連結会計期間	4,959	—	—	4,959
うち為替業務	前中間連結会計期間	612	0	—	613
	当中間連結会計期間	525	0	—	525
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	11	—	—	11
	当中間連結会計期間	2	—	—	2
うち代理業務	前中間連結会計期間	390	—	—	390
	当中間連結会計期間	443	—	—	443
うち保証業務	前中間連結会計期間	436	—	—	436
	当中間連結会計期間	499	—	—	499
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,669	13	—	1,682
	当中間連結会計期間	1,458	11	—	1,470
うち為替業務	前中間連結会計期間	121	9	—	130
	当中間連結会計期間	142	9	—	152

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

④ 国内・海外別特定取引の状況

○ 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前年同期比16億20百万円減少して39億23百万円となりました。また、特定取引費用は同11百万円増加し、11百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	5,544	—	—	5,544
	当中間連結会計期間	3,923	—	—	3,923
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	5,544	—	—	5,544
	当中間連結会計期間	3,923	—	—	3,923
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内の特定取引資産は前年同期比53億95百万円増加して224億5百万円となりました。また、特定取引負債は同46億44百万円増加して130億4百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	17,010	—	—	17,010
	当中間連結会計期間	22,405	—	—	22,405
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	17,010	—	—	17,010
	当中間連結会計期間	22,405	—	—	22,405
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	8,359	—	—	8,359
	当中間連結会計期間	13,004	—	—	13,004
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	8,359	—	—	8,359
	当中間連結会計期間	13,004	—	—	13,004
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑤ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5,636,807	413	—	5,637,221
	当中間連結会計期間	6,158,055	414	—	6,158,470
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,194,067	413	—	2,194,480
	当中間連結会計期間	2,635,807	414	—	2,636,221
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,366,945	—	—	3,366,945
	当中間連結会計期間	3,451,158	—	—	3,451,158
うちその他	前中間連結会計期間	75,795	—	—	75,795
	当中間連結会計期間	71,089	—	—	71,089
譲渡性預金	前中間連結会計期間	670,710	43,443	—	714,153
	当中間連結会計期間	458,430	11,218	—	469,648
総合計	前中間連結会計期間	6,307,517	43,856	—	6,351,374
	当中間連結会計期間	6,616,485	11,632	—	6,628,118

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
 3. 流動性預金=当座預金+普通預金+通知預金
 4. 定期性預金=定期預金

⑥ 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付商工債	前中間連結会計期間	3,512,370	—	—	3,512,370
	当中間連結会計期間	3,356,560	—	—	3,356,560
合計	前中間連結会計期間	3,512,370	—	—	3,512,370
	当中間連結会計期間	3,356,560	—	—	3,356,560

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑦ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,605,261	100.00	9,526,514	100.00
製造業	2,912,341	30.32	2,872,553	30.15
農業, 林業	33,222	0.35	32,557	0.34
漁業	6,856	0.07	7,420	0.08
鉱業, 採石業, 砂利採取業	10,917	0.11	12,112	0.13
建設業	289,657	3.02	290,163	3.05
電気・ガス・熱供給・水道業	31,672	0.33	42,183	0.44
情報通信業, 運輸業, 郵便業	1,269,997	13.22	1,243,057	13.05
卸売業, 小売業	2,766,954	28.81	2,717,934	28.53
金融業, 保険業	46,213	0.48	54,183	0.57
不動産業, 物品賃貸業	757,983	7.89	776,575	8.15
各種サービス業	1,468,848	15.29	1,468,067	15.41
地方公共団体	286	0.00	279	0.00
その他	10,309	0.11	9,425	0.10
海外及び特別国際金融取引勘定分	59,502	100.00	59,853	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	59,502	100.00	59,853	100.00
合計	9,664,764	—	9,586,368	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

⑧ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	439,554	—	—	439,554
	当中間連結会計期間	457,053	—	—	457,053
地方債	前中間連結会計期間	448,739	—	—	448,739
	当中間連結会計期間	445,601	—	—	445,601
社債	前中間連結会計期間	98,901	—	—	98,901
	当中間連結会計期間	71,374	—	—	71,374
株式	前中間連結会計期間	39,821	—	—	39,821
	当中間連結会計期間	48,476	—	—	48,476
その他の証券	前中間連結会計期間	56,725	1,400	—	58,126
	当中間連結会計期間	60,109	1,473	—	61,583
合計	前中間連結会計期間	1,083,742	1,400	—	1,085,143
	当中間連結会計期間	1,082,616	1,473	—	1,084,089

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出及びオペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的手法を採用しております。なお、マーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、自己資本比率及びレバレッジ比率について、2023年3月31日よりバーゼルⅢ最終化を早期適用して算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2023年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	12.98
2. 連結Tier 1比率(5/7)	11.73
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	11.38
4. 連結における総自己資本の額	11,113
5. 連結におけるTier 1資本の額	10,047
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	9,747
7. リスク・アセットの額	85,613
8. 連結総所要自己資本額	6,849

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2023年9月30日
連結レバレッジ比率	8.51

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2023年9月30日
1. 単体総自己資本比率 (4 / 7)	12.95
2. 単体Tier 1 比率 (5 / 7)	11.70
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6 / 7)	11.35
4. 単体における総自己資本の額	10,993
5. 単体におけるTier 1 資本の額	9,933
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	9,633
7. リスク・アセットの額	84,831
8. 単体総所要自己資本額	6,786

単体レバレッジ比率 (国際統一基準)

(単位：%)

	2023年9月30日
単体レバレッジ比率	8.47

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2022年9月30日	2023年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,113	1,108
危険債権	1,624	1,801
要管理債権	433	614
正常債権	95,123	94,069

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当金庫グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

当中間連結会計期間においては、急激な為替変動や原材料価格の高騰、人手不足等、国内外の経済の先行きに対する不透明感が大きく高まっております。こうした外部環境の変化に伴う中小企業における経営課題に対し、適切かつ迅速にソリューションを提供した結果、当金庫収支は堅調に推移しました。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化に伴う借入金の急激な増加、ビジネスモデルや商流の変化、業界再編等への適応、気候変動リスクや社会のデジタル化への対応等、中小企業の課題やニーズは多様化しています。伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切なアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があると考えております。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域金融機関と連携・協業し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

中期経営計画の主要戦略である「サービスのシフト」、「差別化分野の確立」、「当金庫自身の企業変革」に取り組んでいくことで、企業理念の実現を目指してまいります。

○サービスのシフト・差別化分野の実績

項目		2022年4月～2023年9月	
サービスのシフト	情報サービス	事業承継コンサル・M&A支援合計件数	227件
		幸せデザインサーベイ・ESG診断・DXITサーベイの合計件数	2,000件程度
	人財サービス	提携先と連携した人財マッチング件数	45件
	高度金融サービス	ストラクチャードファイナンス件数	126件
エクイティファイナンス及びメザニンファイナンスの合計件数		55件	
差別化分野	スタートアップ支援	スタートアップ企業に対するファイナンス	424件 555億円
		スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次件数	850件程度
	サステナブル経営支援	サステナブルファイナンス	107件 549億円
		ESG診断サービスの提供	1,000件程度
	事業再生支援（*1）	支援対象先（*2）のランクアップ率	8.8%
		支援対象先の引当戻り額	17億円

（*1）年度毎に支援対象先を見直すため、2023年4月～2023年9月の実績を記載

（*2）2023年9月末時点の対象先数：約4,100社

3 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	完了年月
当金庫	—	北九州支店	福岡県 北九州市 小倉北区	移転	銀行業	店舗	—	361.00	2023年5月
	—	堺支店	大阪府 堺市堺区	移転	銀行業	店舗	—	604.64	2023年9月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、中間会計期間末現在及びこの半期報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年9月30日	—	2,186,531	—	218,653	—	—

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	2023年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.69
全日本火災共済協同組合連合会	東京都中央区日本橋浜町二丁目11番2号	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6,639	0.30
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市瑞穂区上山町三丁目14番地1	5,997	0.27
鹿児島県火災共済協同組合	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号	5,786	0.26
東銀リース株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	5,300	0.24
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	5,000	0.23
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番1号	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,810	0.22
計	—	1,071,740	49.25

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式10,725千株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 10,725,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,092,000	2,169,727	—
単元未満株式	2,714,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,169,727	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式3,365,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数3,365個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式755株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	10,725,000	—	10,725,000	0.49
計	—	10,725,000	—	10,725,000	0.49

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下、「商工組合中央金庫法施行規則」という。）に準拠しております。
2. 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。
3. 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、従来、当金庫が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,741,181	1,885,419
コールローン及び買入手形	377,420	479,000
買入金銭債権	23,816	34,138
特定取引資産	18,465	22,405
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 974,629	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 1,084,089
貸出金	※3, ※4, ※6 9,628,093	※3, ※4, ※6 9,586,368
外国為替	※3, ※4 22,925	※3, ※4 28,504
その他資産	※3, ※5 197,128	※3, ※5 199,526
有形固定資産	※7 39,793	※7 39,072
無形固定資産	16,938	21,639
退職給付に係る資産	23,464	24,255
繰延税金資産	40,231	41,973
支払承諾見返	※3 131,426	※3 136,730
貸倒引当金	△185,519	△193,640
資産の部合計	13,049,997	13,389,482
負債の部		
預金	※5 5,781,137	※5 6,158,470
譲渡性預金	689,176	469,648
債券	3,448,450	3,356,560
コールマネー及び売渡手形	-	250,000
債券貸借取引受入担保金	※5 200,687	※5 296,105
特定取引負債	10,356	13,004
借入金	※5 1,583,148	※5 1,489,964
外国為替	492	722
社債	※8 80,000	※8 80,000
その他負債	69,098	78,287
賞与引当金	4,907	4,994
退職給付に係る負債	2,075	1,730
役員退職慰労引当金	174	168
睡眠債券払戻損失引当金	43,526	42,208
環境対策引当金	65	80
その他の引当金	81	87
繰延税金負債	50	53
支払承諾	131,426	136,730
負債の部合計	12,044,854	12,378,818

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	245,274	249,204
自己株式	△1,153	△1,156
株主資本合計	993,086	997,012
その他有価証券評価差額金	16,233	17,239
繰延ヘッジ損益	2	171
退職給付に係る調整累計額	△7,976	△7,552
その他の包括利益累計額合計	8,259	9,858
非支配株主持分	3,796	3,793
純資産の部合計	1,005,142	1,010,664
負債及び純資産の部合計	13,049,997	13,389,482

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)
経常収益	81,405	83,836
資金運用収益	56,912	60,364
(うち貸出金利息)	51,778	54,226
(うち有価証券利息配当金)	2,176	2,776
役務取引等収益	6,107	6,626
特定取引収益	5,544	3,923
その他業務収益	11,833	10,928
その他経常収益	※1 1,008	※1 1,993
経常費用	59,796	71,051
資金調達費用	3,528	5,270
(うち預金利息)	1,253	1,347
(うち債券利息)	932	1,197
役務取引等費用	1,682	1,470
特定取引費用	-	11
その他業務費用	9,817	11,015
営業経費	※2 36,576	※2 37,909
その他経常費用	※3 8,192	※3 15,375
経常利益	21,608	12,784
特別利益	20	-
固定資産処分益	20	-
特別損失	49	126
固定資産処分損	28	9
減損損失	21	116
税金等調整前中間純利益	21,579	12,658
法人税、住民税及び事業税	6,180	6,673
法人税等調整額	569	△2,440
法人税等合計	6,750	4,233
中間純利益	14,829	8,425
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	14,829	8,425

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	14,829	8,425
その他の包括利益	△3,052	1,599
その他有価証券評価差額金	△3,819	1,005
繰延ヘッジ損益	6	169
退職給付に係る調整額	761	423
中間包括利益	11,776	10,024
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	11,776	10,024
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	226,437	△1,146	974,255
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,495		△4,495
親会社株主に帰属する中間純利益					14,829		14,829
自己株式の取得						△3	△3
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	10,333	△3	10,329
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	0	236,770	△1,149	984,585

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	17,340	2	△6,956	10,386	3,796	988,439
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,495
親会社株主に帰属する中間純利益						14,829
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,819	6	761	△3,052	△3	△3,056
当中間期変動額合計	△3,819	6	761	△3,052	△3	7,273
当中間期末残高	13,520	8	△6,194	7,334	3,793	995,713

当中間連結会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	245,274	△1,153	993,086
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,495		△4,495
親会社株主に帰属する中間純利益					8,425		8,425
自己株式の取得						△3	△3
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	0	3,930	△3	3,926
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	0	249,204	△1,156	997,012

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,233	2	△7,976	8,259	3,796	1,005,142
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,495
親会社株主に帰属する中間純利益						8,425
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,005	169	423	1,599	△3	1,595
当中間期変動額合計	1,005	169	423	1,599	△3	5,521
当中間期末残高	17,239	171	△7,552	9,858	3,793	1,010,664

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	21,579	12,658
減価償却費	2,977	3,129
減損損失	21	116
貸倒引当金の増減(△)	5	8,120
賞与引当金の増減額(△は減少)	51	87
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△786	△790
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△169	△344
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	23	△5
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	△1,052	△1,318
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△1	15
その他の引当金の増減額(△は減少)	5	5
資金運用収益	△56,912	△60,364
資金調達費用	3,528	5,270
有価証券関係損益(△)	△434	△715
為替差損益(△は益)	-	△85
固定資産処分損益(△は益)	7	9
特定取引資産の純増(△)減	△3,863	△3,939
特定取引負債の純増減(△)	3,161	2,647
貸出金の純増(△)減	△66,928	41,725
預金の純増減(△)	△64,223	377,332
譲渡性預金の純増減(△)	222,700	△219,527
債券の純増減(△)	△29,800	△91,890
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△78,599	△93,183
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△1,161	△6,810
コールローン等の純増(△)減	△177,324	△111,911
コールマネー等の純増減(△)	-	250,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	124,106	95,418
外国為替(資産)の純増(△)減	779	△5,578
外国為替(負債)の純増減(△)	△60	230
資金運用による収入	57,208	58,150
資金調達による支出	△3,171	△4,461
その他	△5,104	9,261
小計	△53,436	263,249
法人税等の支払額	△6,772	△6,693
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60,209	256,556
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△208,440	△149,837
有価証券の売却による収入	124,919	3,939
有価証券の償還による収入	204,476	38,191
有形固定資産の取得による支出	△572	△662
無形固定資産の取得による支出	△3,713	△6,504
有形固定資産の売却による収入	59	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	116,728	△114,873

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	40,000	-
自己株式の取得による支出	△3	△3
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	△4,495	△4,495
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,496	△4,502
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	92,016	137,180
現金及び現金同等物の期首残高	1,492,408	1,723,173
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,584,424	※1 1,860,354

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社
商工中金キャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

商工中金キャピタル株式会社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
つながる未来ファンド(匿名組合)

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
つながる未来ファンド(匿名組合)

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

会社名

サザンカパートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前連結会計年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権については、新型コロナ制度融資の返済開始による貸出条件緩和の発生リスクを考慮し、リーマンショック発生時の貸出条件緩和の発生実績を基礎とした予想損失率の調整を行っております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、同債権に区分された直後の債権ほど貸倒実績率が高いという特徴に着目し、同債権に区分された直後の債権とそれ以外の債権のそれぞれの貸倒実績率と、前連結会計年度末日におけるそれぞれの債権残高割合に基づき、同債権全体の貸倒実績率の補正を行うことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間連結会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前連結会計年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
株式	一百万円	24百万円
出資金	47百万円	47百万円

※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
	115,634百万円	130,271百万円

※3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	106,186百万円	111,344百万円
危険債権額	175,623百万円	180,908百万円
要管理債権額	54,608百万円	61,488百万円
三月以上延滞債権額	466百万円	1,235百万円
貸出条件緩和債権額	54,141百万円	60,253百万円
小計額	336,418百万円	353,742百万円
正常債権額	9,534,859百万円	9,485,155百万円
合計額	9,871,278百万円	9,838,897百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
	100,113百万円	100,857百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	593,185百万円	689,801百万円
計	593,185百万円	689,801百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,021百万円	362百万円
債券貸借取引受入担保金	200,687百万円	296,105百万円
借入金	140,059百万円	144,874百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有価証券	2,474百万円	2,632百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
金融商品等差入担保金	86,308百万円	82,747百万円
保証金・敷金等	1,409百万円	1,304百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
融資未実行残高	1,712,586百万円	1,751,759百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,543,038百万円	1,558,646百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
減価償却累計額	70,610百万円	71,536百万円

※8. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
劣後特約付社債	80,000百万円	80,000百万円

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
12,316百万円	10,091百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
償却債権取立益	19百万円	98百万円
株式等売却益	448百万円	821百万円
睡眠債券の収益計上額	13百万円	4百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給与・手当	18,921百万円	19,554百万円
業務委託費	3,416百万円	4,062百万円
租税公課	3,507百万円	3,853百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
貸出金償却	2百万円	1百万円
貸倒引当金繰入額	6,889百万円	15,271百万円
株式等売却損	24百万円	－百万円
株式等償却	126百万円	49百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	860百万円	29百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,666	20	—	10,687	(注)
合計	10,666	20	—	10,687	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	2022年3月31日	2022年6月23日
	普通株式 (政府以外分)	3,479	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,704	21	0	10,725	(注)
合計	10,704	21	0	10,725	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	2023年3月31日	2023年6月22日
	普通株式 (政府以外分)	3,479	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金預け金勘定	1,609,038百万円	1,885,419百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△24,613百万円	△25,065百万円
現金及び現金同等物	1,584,424百万円	1,860,354百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1年内	511	541
1年超	846	4,163
合計	1,358	4,705

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、「中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	247,973	235,177	△12,795
その他有価証券	712,380	712,380	—
(2) 貸出金（*1）	9,628,093		
貸倒引当金（*2）	△183,341		
	9,444,752	9,450,038	5,286
資産計	10,405,106	10,397,596	△7,509
(1) 預金	5,781,137	5,782,988	1,851
(2) 譲渡性預金	689,176	689,182	6
(3) 債券（*1）	3,448,450	3,444,082	△4,367
(4) 借入金（*1）	1,583,148	1,554,926	△28,222
負債計	11,501,911	11,471,179	△30,732
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,747	6,747	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	—
デリバティブ取引計	6,750	6,750	—

(*1) ヘッジ対象の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップのうち、金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	337,827	316,798	△21,028
その他有価証券	729,460	729,460	—
(2) 貸出金	9,586,368		
貸倒引当金（*1）	△190,927		
	9,395,440	9,373,680	△21,760
資産計	10,462,727	10,419,938	△42,788
(1) 預金	6,158,470	6,160,460	1,990
(2) 譲渡性預金	469,648	469,656	8
(3) 債券（*2）	3,356,560	3,351,784	△4,775
(4) 借入金（*2）	1,489,964	1,453,198	△36,766
負債計	11,474,643	11,435,100	△39,543
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,153	2,153	—
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—
デリバティブ取引計	2,154	2,154	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） ヘッジ対象の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップのうち、金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

（*3） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	12,854	13,557
組合出資金(*3)	1,420	3,245

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について169百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	173,431	—	—	173,431
地方債	—	364,778	—	364,778
社債	—	72,050	12,328	84,378
株式	28,587	1,444	—	30,031
その他	33,175	26,584	—	59,759
資産計	235,194	464,857	12,328	712,380
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引(*)				
金利関連	—	8,335	—	8,335
通貨関連	—	(1,585)	—	(1,585)
デリバティブ取引計	—	6,750	—	6,750

(*) 特定取引資産・負債及びその他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	198,359	—	—	198,359
地方債	—	366,469	—	366,469
社債	—	61,287	10,087	71,374
株式	33,278	1,640	—	34,919
その他	36,964	21,373	0	58,338
資産計	268,601	450,771	10,087	729,460
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引（*）				
金利関連	—	9,205	—	9,205
通貨関連	—	(7,051)	—	(7,051)
デリバティブ取引計	—	2,154	—	2,154

（*） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	154,633	—	—	154,633
地方債	—	80,544	—	80,544
貸出金	—	—	9,450,038	9,450,038
資産計	154,633	80,544	9,450,038	9,685,216
預金	—	5,782,988	—	5,782,988
譲渡性預金	—	689,182	—	689,182
債券	—	3,444,082	—	3,444,082
借入金	—	1,554,926	—	1,554,926
負債計	—	11,471,179	—	11,471,179

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	237,893	—	—	237,893
地方債	—	78,904	—	78,904
貸出金	—	—	9,373,680	9,373,680
資産計	237,893	78,904	9,373,680	9,690,478
預金	—	6,160,460	—	6,160,460
譲渡性預金	—	469,656	—	469,656
債券	—	3,351,784	—	3,351,784
借入金	—	1,453,198	—	1,453,198
負債計	—	11,435,100	—	11,435,100

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出金を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、当該金利スワップの時価を反映しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

- (注2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に分類される金融商品の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	12,804	12,879	74
	地方債	21,985	22,005	20
	小計	34,789	34,884	94
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	154,592	141,754	△12,838
	地方債	58,591	58,539	△51
	小計	213,184	200,293	△12,890
合計		247,973	235,177	△12,795

当中間連結会計期間(2023年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	12,117	12,123	6
	小計	12,117	12,123	6
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	258,694	237,893	△20,800
	地方債	67,015	66,781	△234
	小計	325,709	304,674	△21,035
合計		337,827	316,798	△21,028

2. その他有価証券

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	28,688	7,659	21,029
	債券	289,487	289,055	431
	国債	—	—	—
	地方債	261,033	260,645	388
	社債	28,454	28,410	43
	その他	22,518	12,377	10,140
	小計	340,694	309,093	31,601
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,342	1,725	△382
	債券	333,101	338,240	△5,139
	国債	173,431	177,429	△3,997
	地方債	103,744	104,519	△774
	社債	55,924	56,292	△367
	その他	37,556	40,282	△2,726
	小計	372,000	380,248	△8,247
合計		712,695	689,341	23,354

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	34,170	8,307	25,863
	債券	97,591	97,546	44
	国債	—	—	—
	地方債	91,367	91,337	29
	社債	6,223	6,208	15
	その他	18,436	6,578	11,857
	小計	150,197	112,432	37,765
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	748	957	△209
	債券	538,611	549,362	△10,750
	国債	198,359	206,688	△8,329
	地方債	275,101	276,973	△1,872
	社債	65,150	65,699	△548
	その他	44,037	46,042	△2,005
	小計	583,397	596,362	△12,964
合計		733,595	708,794	24,800

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、0百万円（うち、社債0百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	23,354
その他有価証券	23,354
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△7,120
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	16,233
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	16,233

当中間連結会計期間 (2023年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	24,800
その他有価証券	24,800
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△7,561
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	17,239
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	17,239

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	928,255	746,283	1,162	1,162
	受取変動・支払固定	890,546	699,263	7,170	7,170
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	8,332	8,332

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	846,821	751,467	△8,196	△8,196
	受取変動・支払固定	873,880	710,796	17,401	17,401
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	9,205	9,205

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,490,873	1,439,373	△1,892	△1,892
	為替予約				
	売建	65,776	4,434	251	251
	買建	42,390	3,832	56	56
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計	—	—	△1,585	△1,585	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,812,735	1,712,652	△5,557	△5,557
	為替予約				
	売建	78,986	3,589	△4,700	△4,700
	買建	39,793	3,133	3,206	3,206
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△7,051	△7,051

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		16,250	—	3
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、債券、借入金の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		1,840,410	1,434,510	(注2)
	受取変動・支払固定		5,544	4,973	(注2)
合 計		—	—	—	3

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		5,000	—	0
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金の有利息の金融負債			
	受取固定・支払変動		1,955,290	1,567,990	(注2)
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		—	—	—	0

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	2,776百万円	2,944百万円
貸借契約締結に伴う増加額	194百万円	50百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△85百万円	－百万円
その他の増減額 (△は減少)	55百万円	116百万円
期末残高	2,944百万円	3,113百万円

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間 (連結会計年度) の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (2023年3月31日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

当中間連結会計期間 (2023年9月30日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	70,458	10,383	80,842	562	81,405	—	81,405
セグメント間の内部 経常収益	173	1	174	3,089	3,264	△3,264	—
計	70,632	10,384	81,017	3,652	84,669	△3,264	81,405
セグメント利益	21,482	160	21,643	4	21,647	△38	21,608
セグメント資産	12,955,970	86,138	13,042,108	8,812	13,050,921	△21,252	13,029,668
セグメント負債	11,975,923	72,922	12,048,845	2,442	12,051,287	△17,332	12,033,955
その他の項目							
減価償却費	2,957	33	2,990	12	3,003	△25	2,977
資金運用収益	56,921	1	56,923	6	56,929	△17	56,912
資金調達費用	3,450	91	3,542	0	3,542	△14	3,528
特別利益	20	—	20	—	20	—	20
（固定資産処分益）	20	—	20	—	20	—	20
特別損失	36	2	39	10	49	—	49
（固定資産処分損）	24	2	27	0	28	—	28
（減損損失）	11	—	11	9	21	—	21
税金費用	6,688	59	6,748	14	6,762	△12	6,750
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	4,343	2	4,345	2	4,348	△61	4,286

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△38百万円は、セグメント間取引消去△38百万円であります。
- (2)セグメント資産の調整額△21,252百万円は、セグメント間取引消去△21,252百万円であります。
- (3)セグメント負債の調整額△17,332百万円は、セグメント間取引消去△17,332百万円であります。
- (4)減価償却費の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去△25百万円であります。
- (5)資金運用収益の調整額△17百万円は、セグメント間取引消去△17百万円であります。
- (6)資金調達費用の調整額△14百万円は、セグメント間取引消去△14百万円であります。
- (7)税金費用の調整額△12百万円は、セグメント間取引消去△12百万円であります。
- (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△61百万円は、セグメント間取引消去△61百万円であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	72,766	10,506	83,272	563	83,836	—	83,836
セグメント間の内部 経常収益	173	1	174	4,333	4,508	△4,508	—
計	72,940	10,507	83,447	4,897	88,344	△4,508	83,836
セグメント利益又は損失 (△)	12,979	△223	12,756	86	12,842	△58	12,784
セグメント資産	13,310,613	91,164	13,401,778	9,487	13,411,265	△21,782	13,389,482
セグメント負債	12,315,765	77,815	12,393,580	2,813	12,396,394	△17,576	12,378,818
その他の項目							
減価償却費	3,118	27	3,145	11	3,156	△27	3,129
資金運用収益	60,372	2	60,374	7	60,382	△17	60,364
資金調達費用	5,194	90	5,284	0	5,284	△14	5,270
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
(固定資産処分益)	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	126	0	126	—	126	—	126
(固定資産処分損)	9	0	9	—	9	—	9
(減損損失)	116	—	116	—	116	—	116
税金費用	4,295	△64	4,231	20	4,251	△18	4,233
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	7,205	43	7,249	—	7,249	△82	7,166

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額△58百万円は、セグメント間取引消去△58百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△21,782百万円は、セグメント間取引消去△21,782百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△17,576百万円は、セグメント間取引消去△17,576百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△27百万円は、セグメント間取引消去△27百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△17百万円は、セグメント間取引消去△17百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△14百万円は、セグメント間取引消去△14百万円であります。

(7)税金費用の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去△18百万円であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△82百万円は、セグメント間取引消去△82百万円であります。

4. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	51,778	10,375	19,251	81,405

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	54,226	10,498	19,111	83,836

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	11	－	11	9	21

（注）その他の金額は、全て情報サービス業に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	116	－	116	－	116

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額		216円48銭	219円02銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,005,142	1,010,664
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	534,107	534,104
(うち危機対応準備金)	百万円	129,500	129,500
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち非支配株主持分)	百万円	3,796	3,793
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	471,034	476,560
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,175,826	2,175,805

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益		6円81銭	3円87銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	14,829	8,425
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	14,829	8,425
普通株式の期中平均株式数	千株	2,175,854	2,175,814

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,741,022	1,885,007
コールローン	377,420	479,000
買入金銭債権	23,816	34,138
特定取引資産	18,465	22,405
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※8 977,951	※1, ※2, ※3, ※5, ※8 1,087,586
貸出金	※3, ※4, ※6 9,639,065	※3, ※4, ※6 9,597,338
外国為替	※3, ※4 22,925	※3, ※4 28,504
その他資産	※3, ※5 107,572	※3, ※5 106,894
有形固定資産	38,832	38,113
無形固定資産	17,219	21,967
前払年金費用	33,490	34,016
繰延税金資産	36,150	37,945
支払承諾見返	※3 131,426	※3 136,730
貸倒引当金	△184,859	△192,587
資産の部合計	12,980,499	13,317,062
負債の部		
預金	※5 5,786,324	※5 6,163,634
譲渡性預金	689,176	469,648
債券	3,448,850	3,356,960
コールマネー	-	250,000
債券貸借取引受入担保金	※5 200,687	※5 296,105
特定取引負債	10,356	13,004
借入金	※5 1,523,823	※5 1,427,184
外国為替	492	722
社債	※7 80,000	※7 80,000
その他負債	63,793	73,492
未払法人税等	7,643	7,622
資産除去債務	1,733	1,864
その他の負債	54,416	64,005
賞与引当金	4,680	4,750
役員退職慰労引当金	131	138
睡眠債券払戻損失引当金	43,526	42,208
環境対策引当金	65	80
支払承諾	131,426	136,730
負債の部合計	11,983,333	12,314,662

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	233,123	237,186
利益準備金	26,008	26,907
その他利益剰余金	207,115	210,279
固定資産圧縮積立金	332	323
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	157,211	160,385
自己株式	△1,153	△1,156
株主資本合計	980,935	984,995
その他有価証券評価差額金	16,227	17,233
繰延ヘッジ損益	2	171
評価・換算差額等合計	16,229	17,404
純資産の部合計	997,165	1,002,400
負債及び純資産の部合計	12,980,499	13,317,062

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)
経常収益	70,632	72,940
資金運用収益	56,921	60,372
(うち貸出金利息)	51,789	54,237
(うち有価証券利息配当金)	2,175	2,773
役務取引等収益	5,910	6,432
特定取引収益	5,544	3,923
その他業務収益	1,107	76
その他経常収益	※1 1,147	※1 2,135
経常費用	49,150	59,960
資金調達費用	3,450	5,194
(うち預金利息)	1,253	1,347
(うち債券利息)	932	1,198
役務取引等費用	1,656	1,489
特定取引費用	-	11
その他業務費用	197	1,188
営業経費	※2 35,724	※2 37,104
その他経常費用	※3 8,121	※3 14,972
経常利益	21,482	12,979
特別利益	※4 20	※4 -
特別損失	※5 36	※5 126
税引前中間純利益	21,466	12,853
法人税、住民税及び事業税	6,148	6,605
法人税等調整額	540	△2,310
法人税等合計	6,688	4,295
中間純利益	14,777	8,558

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
中間純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	25,109	354	49,570	139,586	214,620
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,394	△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		△10		10	—
中間純利益				14,777	14,777
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	899	△10	—	9,393	10,281
当中間期末残高	26,008	343	49,570	148,979	224,902

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,146	962,439	17,332	2	17,334	979,774
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4,495				△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
中間純利益		14,777				14,777
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△3,816	6	△3,810	△3,810
当中間期変動額合計	△3	10,277	△3,816	6	△3,810	6,467
当中間期末残高	△1,149	972,717	13,515	8	13,524	986,241

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
中間純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	0	0
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	26,008	332	49,570	157,211	233,123
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,394	△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		△9		9	—
中間純利益				8,558	8,558
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	899	△9	—	3,173	4,062
当中間期末残高	26,907	323	49,570	160,385	237,186

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,153	980,935	16,227	2	16,229	997,165
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4,495				△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
中間純利益		8,558				8,558
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			1,005	169	1,175	1,175
当中間期変動額合計	△3	4,059	1,005	169	1,175	5,234
当中間期末残高	△1,156	984,995	17,233	171	17,404	1,002,400

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前事業年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権については、新型コロナ制度融資の返済開始による貸出条件緩和の発生リスクを考慮し、リーマンショック発生時の貸出条件緩和の発生実績を基礎とした予想損失率の調整を行っております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、同債権に区分された直後の債権ほど貸倒実績率が高いという特徴に着目し、同債権に区分された直後の債権とそれ以外の債権のそれぞれの貸倒実績率と、前事業年度末日におけるそれぞれの債権残高割合に基づき、同債権全体の貸倒実績率の補正を行うことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前事業年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
株式	3,441百万円	3,641百万円
出資金	47百万円	47百万円

※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
	115,634百万円	130,271百万円

※3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	106,123百万円	110,852百万円
危険債権額	174,904百万円	180,183百万円
要管理債権額	54,608百万円	61,488百万円
三月以上延滞債権額	466百万円	1,235百万円
貸出条件緩和債権額	54,141百万円	60,253百万円
小計額	335,636百万円	352,525百万円
正常債権額	9,459,303百万円	9,406,991百万円
合計額	9,794,940百万円	9,759,517百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
	100,113百万円	100,857百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	593,185百万円	689,801百万円
計	593,185百万円	689,801百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,021百万円	362百万円
債券貸借取引受入担保金	200,687百万円	296,105百万円
借入金	140,059百万円	144,874百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
有価証券	2,474百万円	2,632百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
金融商品等差入担保金	86,308百万円	82,747百万円
保証金・敷金等	1,465百万円	1,361百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
融資未実行残高	1,734,970百万円	1,774,250百万円
うち原契約期間が1年以内の もの又は任意の時期に無条件 で取消可能なもの	1,565,422百万円	1,581,137百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
劣後特約付社債	80,000百万円	80,000百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
	12,316百万円	10,091百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
償却債権取立益	19百万円	98百万円
株式等売却益	448百万円	821百万円
睡眠債券の収益計上額	13百万円	4百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	1,300百万円	1,374百万円
無形固定資産	1,657百万円	1,744百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
貸出金償却	1百万円	0百万円
貸倒引当金繰入額	6,820百万円	14,869百万円
株式等売却損	24百万円	－百万円
株式等償却	126百万円	49百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	860百万円	29百万円

※4. 特別利益は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
固定資産処分益	20百万円	－百万円

※5. 特別損失は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
固定資産処分損	24百万円	9百万円
減損損失	11百万円	116百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額
(単位: 百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
子会社株式	3,441	3,641
関連会社株式	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書
事業年度 第94期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
2023年6月22日関東財務局長に提出

- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度 第94期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
2023年7月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月 5日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwC J a p a n 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 澤 哲 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwC J a p a n 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 澤 哲 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月19日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関根正裕

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関根正裕は、当金庫の第95期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。